

旭川市報道依頼

各報道機関 様

令和 4年10月19日

	г		(= \tau () = \tau ()
		発信課	経済総務課
		担当者	筒井
			電 話 0166-25-7042 (直通)
		連絡先	FAX 0166-26-7093
			E-mail <u>keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp</u>
分 類	イベント・行事	募集	
			(該当する分類を囲むこと。)
日 程			_
発表項目	「旭川市事業継続支援金」の取扱期間及び無料相談窓口		
(行事名)	の設置期間の延長について		
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	北海道の「道内事業者等事業継続緊急支援金」の給付決定を受けた事業者 に対し、市が上乗せして「旭川市事業継続支援金」の給付を行っておりますが、道支援金の申請受付期間の延長が発表されたことに伴い、本市支援金の取扱期間及び市が開設している無料相談窓口の設置期間を延長しますので、報道をよろしくお願いします。 ア 件 名:「旭川市事業継続支援金の取扱期間及び無料相談窓口の設置期間の延長について」 イ 内 容:・道支援金の申請受付期間 →令和4年12月23日(金)まで延長。 ・市支援金の取扱期間 →道の申請受付期間と同期間まで延長。 ・市が開設している無料相談窓口(毎週火・木)の設置期間 →令和4年12月22日(木)まで延長 ウ 給付額:道支援金(法人10万円、個人事業者5万円)に上乗せして・法 人:10万円/者・個人事業者:5万円/者 ・個人事業者:5万円/者 エ 申請方法:北海道の「道内事業者等事業継続緊急支援金」の給付決定者への上乗せ給付のため、旭川市への申請は不要 有 ・ 無 →「旭川市事業継続支援金のお知らせ」(チラシ)		
添付資料	(有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合, 資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。		
報道(取材)に当 たってのお願い	取材等のお申し込	みは, 上	:記担当へお問い合わせください。

道支援金の申請受付期間が、令和4年12月23日(金)まで延長されました

延長

中小・小規模事業者 / 個人事業者 の皆さまへ

旭川市事業継続支援金のお知らせ

コロナ禍による売上高の減少に加え、原材料等の物価高騰による影響を受け、北海道の「道内事業者等事業継続緊急支援金*」の給付決定を受けた事業者に対し、旭川市が独自に上乗せして支援金を給付します。

*以下「道支援金」と表記

道支援金 (給付決定済)

法 人:10万円 個人事業者:5万円

旭川市事業継続支援金

法 人:10万円 個人事業者:5万円

市支援金を受給するためには、道支援金の申請が必要です

市から上乗せ給付

道支援金の給付決定を受けており、 人:本店(本社) 法 が旭川市内にある事業者 個人事業者: 住所 市からの 人: 10万円 ・法 事業者単位の給付となります。店舗などの 事業所単位ではないのでご注意ください 給付額: •個人事業者: 5万円 給 付 道への申請 **令和4年12月23日(金)まで**(延長されました) 要 受付期間 | ※道支援金が給付予定額に達した場合は、期限前に申請の受付が締切となる場合があります 件 道支援金の給付決定者への上乗せ給付のため、 申請方法 等 旭川市への申請は不要です 北海道事業継続緊急支援金事務局ホームページ 道への · 北海道上川総合振興局 1階 申請書類の ·旭川市第三庁舎 1階玄関内 入手方法 ・道の駅あさひかわ 24時間トイレ側出入口

道支援金の受付期間延長に伴い、本支援金に係る無料相談窓口も延長します 道支援金の申請を含め、専門家による相談を受けられます

なお、道支援金のコールセンター(TEL:011-350-6711)も併せてご利用ください

支援金 申請相談

窓口

 開設日
 令和4年9月27日(火)~令和4年12月22日(木)までの、毎週火曜日・木曜日

 開設時間
 10:00~12:00、13:00~16:00

 利用料金
 無料

 会場
 旭川市6条通10丁目旭川市第三庁舎 3階 経済部経済総務課執務室内

 予全事前予約制となりますので、必ずお電話の上、会場へお越しください(予約TEL:0166-25-7042)

旭川市 経済部 経済総務課 金融支援係 TEL: 0166-25-7042(直通) 〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市第三庁舎 3階 (平日8:45~12:15、13:00~17:15)

※事前予約が無い場合は対応できない場合がありますのでご了承ください

监